

## 1. 地域水田農業の改革基本的な方向

### (1) 地域農業の特性

本地域は、愛知県の西南部に位置し、濃尾平野中西部の木曾川下流に形成された沖積デルタ地区で全体が海拔ゼロメートルに属する平坦な地形で都市化の進んだ都市近郊農村である。また、昭和34年の伊勢湾台風では甚大な被害を受けたが災害復旧を契機に圃場整備（土地改良事業及び土地区画整理事業）を中心に、用水路・排水路・道路及び農道等の整備を行い、住居地域・農業耕作地域に区別し快適な環境を備えている。

農業生産については、海拔ゼロメートル地域のため水稲作付けが中心である、水田面積は市街化区域内にまだ多数点在し年々宅地開発等が進み減少傾向にある。

### (2) 作物振興及び水田利用の将来方向

水田利用の将来方向としては、生産条件が良好な水田は生産の効率化のため積極的に利用集積及び利用権設定を推進し、転作作物の作付けの可能性を模索しながら、品質向上や生産コスト化を図り売れる米作りを推進する。

なお、調整水田・保全管理といった不作付け水田については、地力増進作物（ソルガム等）・景観形成作物（レンゲ等）についても推進し、水田を最大限に活用した、地域水田の多面的機能を推進する。

また、米消費拡大・販売促進については、地元で栽培される米のブランド化を推進するため、町民まつり等の行事に参加し、その場にてPR・無料配布を行い消費者に対して、米の消費拡大を図る。

### (3) 担い手の明確化と育成の将来方向

当地区は、都市近郊農業のため宅地開発が進み飯米農家多く農家の高齢化と後継者不足など問題を抱えている。今後は、行政・農業団体等の関連機関と連携を密にし、中核的農家の育成や地域における集落ごとの連携を図り、農業者自ら主体性をもって農業の将来方向について考え、農業経営計画の作成や互いの連携が図られるよう指導し、労働力確保のため担い手の強化育成に努める。

## 2. 具体的な目標

### (1) 作物作付け及びその販売目標

大消費地名古屋に隣接しているという好条件を生かし、消費者・自給者が求める条件を的確に対応した農産物の生産を図る。

販売面では多様なルートがある中で、長期安定的な販売計画を立て、担い手を中心に販売計画に沿った作物への作付け誘導を行っていく。

土地利用型作物については、土地利用集積を推進し、低コスト及び生産性の向上を図る。

水稻については「あいちのかおりSBL」の品種統一と、全量基肥への切替え・減農薬栽培による環境にやさしい良品質米生産の拡大、小麦・大豆については、利用集積及び集団化を推進する。

又、「食農・食育教育」を推進する上でも大きな意義がある、地元農産物の学校給食への供給については、関係機関と連携を強化し「消費拡大」「農業振興」の面からも積極的に推進する。

#### 主要作物の作付面積の状況及び目標

(単位：ha)

作物名		現状(平成14年度)	中間(平成18年度)	最終(平成22年度)
水稻	あいちのかおり SBL	208	198	188
麦	農林61号	0.8	3	3
大豆	フクユタカ	0	3	3

#### 主要作物の販売数量の状況及び目標

(単位：t)

作物名		現状(平成14年度)	中間(平成18年度)	最終(平成22年度)
水稻	あいちのかおり SBL	60	60	60
麦	農林61号	3.2	12	12
大豆	フクユタカ	0	6	6

(2) 担い手の明確化・育成及び担い手への土地利用集積の目標

農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従業者並の所得に相当する年間農業所得（家族経営体においては1戸当たり1,000万円程度、企業経営体においては1戸あたり1,800万円程度）年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を実現し、これらの経営体の本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立し、優良農地の保全、生産基盤の整備、農地の流動化の促進を図る。又、地域及び営農の実態に応じた生産組織の育成とともに、組織全体の協業化を目指す。

土地利用集積については、担い手を中心に農業経営の改善による望ましい経営を育成するために、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農協と連携のもとに農地の出し手と受け手にかかる情報を一元的に把握し、両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

担い手の明確化の目標

項 目		現状(平成 15 年度)	中間(平成 18 年度)	最終(平成 22 年度)
家族経営体 (労働力3人)	水田経営面積 作業受託面積	2 経営体 2 h a 以上 ( 4 0 h a 以上 )	2 経営体 4 h a 以上 ( 4 0 h a 以上 )	2 経営体 9 h a 以上 ( 4 0 h a 以上 )
その他 (必要条件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産調整実施者であること</li> <li>・地域の合意が得られていること</li> <li>・認定農業者であること</li> </ul>			

協議会において、将来、地域水田農業において必要な経営体であると認められた者は、担い手として扱い育成にあたる。

担い手への土地利用集積の目標

水田全体 面 積	農用地利用 集積面積 (14 年度末)	地域水田農業ビジョン	
		18 年度農用地 利用集積中間目標面積	22 年度農用地 利用集積最終目標面積
2 0 8 h a	0 h a	6 h a	7 h a

### 3. 地域水田農業ビジョン実現のための手段

#### 産地づくり推進交付金（産地づくり対策）の活用方法

地域水田農業の改革の基本的な方向及びその具体的な目標を実現し、「米づくりのあるべき姿」への構造改革を推進するため、ブロックローテーション助成(出作含む)麦・大豆に対して、交付金を配分する。

区 分	平成19年度 交付単価(10a当たり)
一般作物 麦・大豆 1作	39,000円
一般作物 麦・大豆 2作	39,000円

\* 1. 交付単価については、結果が判明した段階で変更できるものとする。

米の消費拡大・販売促進活動事業	820,000円
-----------------	----------

### 4. 担い手の明確化

#### (1) 認定農業者リスト及び担い手リスト

《リストは省略》